

電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

松栄ガス株式会社は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」によるガス料金の軽減措置を実施してまいりましたが、この度軽減措置の期間が2023年12月使用分(2024年1月検針分)まで延長されることになりましたのでお知らせいたします。

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや松栄ガスへのご連絡は不要です。

1. ガス料金軽減措置の内容

2023年1月使用(2月検針)分から9月使用(10月検針)分までのところ、2023年12月使用(2024年1月検針)分まで期間を延長するものです。なお、軽減単価は1 m^3 あたり15円(税込)とし、原料費調整単価から1 m^3 あたり15円(税込)を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

ただし、都市ガスの年間契約量が1,000万 m^3 以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

また、値引き後の毎月のガス料金単価については、検針票または弊社ホームページにてお知らせいたします。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス激変緩和対策事務局

フリーダイヤル：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで(年末年始を除く)

《お問い合わせ先》 松栄ガス株式会社 企画総務 G 担当 染野
TEL：0493-23-7151